

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 26 日 第7222号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| 目次   | ページ |
|--|-----|
| 規 則  |     |
| ○福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正 (第20号) .....     | 1   |
| ○福岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正 (第21号) ..... | 2   |
| <b>教 育 委 員 会</b>                               |     |
| ○福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則の一部改正 (規則第 5 号) .....     | 3   |
| <hr/> <b>規 則</b> <hr/>                         |     |

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第20号

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年福岡市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「障がい児通所支援・入所支援指定申請書（様式第 1 号）」を「指定障がい福祉サービス事業所／指定障がい者支援施設／指定障がい児通所支援事業所／指定障がい児入所施設／指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障がい児相談支援事業所指定・指定更新・指定変更申請書」に改め、同条第 2 項中「（様式第 2 号）」及び「（様式第 3 号）」を削る。

第 3 条第 1 項中「障がい児通所支援・入所支援変更届出書（様式第 4 号）」を「指定障がい福祉サービス事業所／指定障がい者支援施設／指定障がい児通所支援事業所／指定障がい児入所施設／指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障がい児相談支援事業所変更届出書」に改め、同条第 2 項中「第35条第11項」を「第35条第12項」に改

め、「(様式第5号)」を削る。

第4条中「(様式第6号)」を削る。

第5条第1項中「(様式第7号)」を削り、同条第2項中「(様式第8号)」を削る。

第7条第1項中「(様式第9号)」を削り、同条第2項中「(様式第10号)」を削る。

第8条中「(様式第11号)」を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第9条 この規則の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則別記様式第1号及び様式第4号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

---

福岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第21号

福岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年福岡市規則第67号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「は、マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改め、同項第1号中「除却の必要性に係る認定に関する基準等を定

める告示」を「除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示」に改める。

第 3 条中「第102条第 2 項第 1 号」を「第163条の56第 2 項第 1 号」に、「第49条第 1 項」を「第76条の25第 1 項」に改める。

第 4 条中「第52条第 1 項」を「第76条の30第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第50条の除却」を「第76条の28の除却等」に改め、同条第 2 号中「第103条」を「第163条の57」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンション」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

---

### 教 育 委 員 会

---

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

福岡市教育委員会

#### 福岡市教育委員会規則第 5 号

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立空港周辺共同利用会館条例施行規則（昭和46年福岡市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「利用者は」を「利用者がその責めに帰すべき理由により」に、「滅失した」を「滅失して本市に損害を与えた」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の管理義務）

第 7 条 共同利用会館の利用者は、利用期間中その利用に係る共同利用会館の施設、設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

